

死亡牛 B S E 検査の適正な実施について

BSE 検査対象月齢の死亡牛が、BSE 検査を実施せず、化製処理される事例がありました。
死亡牛検査を確実に実施するために、以下の点に御注意願います。

○牛飼養者の方へ

死亡牛を運搬業者に引き渡すときには、
牛の月齢を正確に伝えること！



○死亡牛運搬業者の方へ

死亡牛の引き受けの際は、飼養者に月齢を確認するとともに、自らも個体識別情報検索サービスで月齢を再確認すること！



平成 27 年 4 月 1 日から

死亡牛 B S E 検査の対象月齢は

48 か月齢以上に変更になっています！

《BSE 検査の問合せ先》

県央家畜保健衛生所	TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 携帯:090-7205-0895 (夜間・休日)
県南家畜保健衛生所	TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 携帯:090-7205-1402 (夜間・休日)
県北家畜保健衛生所	TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 携帯:090-7205-1826 (夜間・休日)